

令和 6 年 9 月 17 日

組合員 各位

兵庫県自動車車体整備協同組合

お世話になっております。

国土交通省より、添付のとおり「損害保険会社が自動車車体整備事業者に支払う修理代金に関する情報提供窓口の設置について」の連絡がありました。

損保との取引に関する困りごとなど、情報提供をお願いいたします。

窓口には、添付①にある URL または QR コードからアクセスしてください。

以上、よろしくお願い申し上げます。

令和6年8月19日

事務連絡

日本自動車車体整備協同組合連合会会長 小倉 龍一 殿

国土交通省物流・自動車局

自動車整備課長

(公印省略)

損害保険会社が自動車車体整備事業者に支払う修理代金に関する
情報提供窓口の設置について

自動車損害保険を使って事故車両を修理する場合、事故車両の修理は、事故車両の所有者である被保険者の同意の下に、自動車車体整備事業者が行います。この場合、本件自動車車体整備の請負契約は、自動車車体整備事業者と事故車両の所有者（被保険者）との間で締結されますが、修理費は、通常、自動車車体整備事業者と損害保険会社との間での交渉を経て決定される実態にあります。

この交渉に関し、一部の自動車車体整備事業者より、損害保険会社が自動車車体整備事業者に対して一方的に著しく低い対価での取引を行うことを強いており、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇分を反映できないといった意見が寄せられています。

また、令和6年3月19日参議院予算委員会では、鈴木金融担当大臣が「各損害保険会社に対して、工賃単価の水準を決める際には、自動車整備業者の納得感が得られるよう丁寧な説明、対応を徹底すること、工賃単価の改定に当たっては、消費者物価指数のみならず人件費その他の要素も考慮に入れるなど実態と合ったものとする」となどを要請した」と答弁しています。

国土交通省では、これらの点を踏まえ、損害保険会社が自動車車体整備事業者に支払う修理代金やその価格交渉に関する実態を把握し、施策に反映するため、自動車車体整備事業者からの情報提供窓口を設置します。

情報提供される方は、別紙「情報提供にあたっての注意事項」をご一読の上、以下URL又は二次元コードにアクセスして必要事項を入力してください。

「 <https://forms.office.com/r/CPqdGjJ3pw> 」



情報提供にあたっての注意事項

情報提供にあたっては、下記の事項を確認・同意いただいた上で行ってください。

- 提供された情報は、当省が行う各種調査、施策の検討等に活用させていただきます。また、必要に応じて関係省庁へ共有させていただく場合があります。
- 提供いただいた各種書類は、原則として、返却しませんのでご了承ください。このため、情報提供の際は、原本ではなく写しを送付してください。
- 情報提供者の氏名などの個人情報や情報内容が外部に漏洩することがないよう、セキュリティーには万全を期してまいります。
- 提供いただいた情報に関する調査又は施策検討の有無や経過、結果等についてのお問い合わせにはお答えしません。
- この窓口は、個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応しておりません。
- 独占禁止法又は下請法に関するご相談は、【別添１】のチェックリストにより、これらの法律を適用できる可能性を確認の上、この情報提供窓口又は【別添１】に示す公正取引委員会の各窓口へご相談ください。
- 中小企業等協同組合法に基づく、団体協約制度の活用可能性に関する御相談は、【別添２】のリーフレットを御参照の上、各窓口へ御相談ください。

独占禁止法に関するチェックリスト

チェック

- ☐ ① 貴社（車体整備事業者）は、損害保険会社とどのような関係にありますか。
- ☐ 損害保険会社から直接、車体修理の委託を受けている。
- ☐ 損害保険会社との間で、提携工場（損保指定工場）制度の合意が締結されている。
- ☐ その他（自由記載： ）
- ☐ ② 上記①のことが分かる書類やメールはありますか。
- ☐ ③ 例えば以下のような、独占禁止法上の「優越的地位の濫用（らんよう）」に該当すると思われる、困った経験をしたことはありますか。
- ☐ コストが上昇していることが明らかな状況において、単価の引上げを求めたにもかかわらず、一方的に、従来どおりに単価を据え置かれた。
- ☐ 財務状況の悪化などを理由に、あらかじめ定めた車体修理料金から減額された。
- ☐ あらかじめ契約を交わしていなかった作業を要請され、その作業に必要な費用を負担してもらえなかった。
- ☐ ④ 公正取引委員会による調査を希望しますか。

(オンラインの場合)

- 以下の URL を御利用ください。

<https://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/cyuidokkin.html>

(電話・郵送等の場合)

- ・ 次ページを御覧の上、お近くの窓口を御利用ください。

管轄（都道府県）	担当窓口
茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 新潟県、山梨県、長野県、 神奈川県	公正取引委員会事務総局 審査局情報管理室 電話：03-3581-5471（代表） 〒100-8987 東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟
北海道	公正取引委員会事務総局 北海道事務所 第一審査課 電話：011-231-6300 〒060-0042 札幌市中央区大通西 12 丁目 札幌第 3 合同庁舎
青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	公正取引委員会事務総局 東北事務所 第一審査課 電話：022-225-8421 〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎
富山県、石川県、岐阜県、 静岡県、愛知県、三重県	公正取引委員会事務総局 中部事務所 第一審査課 電話：052-961-9425 〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館
福井県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県	公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 第一審査課 電話：06-6941-2193 〒540-0008 大阪府中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館 10 階
鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県	公正取引委員会事務総局中国支所 審査課 電話：082-228-1503 〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 4 号館
徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	公正取引委員会事務総局 四国支所 審査課 電話：087-811-1756 〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館 8 階
福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	公正取引委員会事務総局 九州事務所 第一審査課 電話：092-431-6033 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第 2 合同庁舎別館
沖縄県	内閣府 沖縄総合事務局総務部 公正取引課 審査専門官 電話：098-866-0049 〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 6 階

下請法に関するチェックリスト

チェック

- ☐ ① **ディーラーから**、車体修理の委託を受け、**別添**のような書面の交付を受けていますか。

- ☐ ② ディーラーと貴社（車体整備事業者）の資本金は、それぞれ、以下のいずれかに該当しますか。
（該当しない場合は、1 ページの③にお進みください。）

ディーラー	車体整備事業者
資本金 3 億円超	資本金 3 億円以下 (個人を含む)
資本金 1 千万円超 3 億円以下	資本金 1 千万円以下 (個人を含む)

- ☐ ③ 例えば以下のような、下請法に違反すると思われる、困った経験をしたことはありますか。
- ☐ コストが上昇していることが明らかな状況において、単価の引上げを求めたにもかかわらず、一方的に、従来どおりに単価を据え置かれた。
 - ☐ 財務状況の悪化などを理由に、あらかじめ定めた車体修理料金から減額された。
 - ☐ あらかじめ契約を交わしていなかった作業を要請され、その作業に必要な費用を負担してもらえなかった。

- ☐ ④ 公正取引委員会による調査を希望しますか。

（オンラインの場合）

- ・ 以下の URL を御利用ください。

<https://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/cyuishitauke.html>

(電話・郵送等の場合)

- ・ 下表を御覧の上、お近くの窓口を御利用ください。

管轄（都道府県）	担当窓口
関東甲信越（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、山梨県、長野県、神奈川県）を含む全国	公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 下請取引調査室 電話：03-3581-5471 〒100-8987 東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟
北海道	公正取引委員会事務総局 北海道事務所 下請課 電話：011-231-6300 〒060-0042 札幌市中央区大通西 12 丁目 札幌第 3 合同庁舎
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	公正取引委員会事務総局 東北事務所 下請課 電話：022-225-8420 〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎
富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	公正取引委員会事務総局 中部事務所 下請課 電話：052-961-9424 〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 下請課 電話：06-6941-2176 〒540-0008 大阪府中央区大手前 4-1-76 阪合同庁舎第 4 号館 10 階
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	公正取引委員会事務総局 中国支所 下請課 電話：082-228-1520 〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 4 号館
徳島県、香川県、愛媛県、高知県	公正取引委員会事務総局 四国支所 下請課 電話：087-811-1758 〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館 8 階
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	公正取引委員会事務総局 九州事務所 下請課 電話：092-431-6032 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第 2 合同庁舎別館
沖縄県	内閣府 沖縄総合事務局総務部 公正取引課 下請取引調査官 電話：098-866-0049 〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 6 階

注文書

令和〇年〇月〇日

殿

〇〇〇株式会社

品名及び規格・仕様等

納期

納入場所

検査完了期日

支払期日

支払方法

- 本注文書の金額は、消費税・地方消費税抜きの金額です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して支払います。
- 代金については、別添の単価表に基づき算定された金額に、作成に要した交通費、〇〇費、〇〇費の実費を加えた額を支払います。

(別添：作業内容・時間に応じて代金を支払う場合の単価表の記載例)

パターン	内容等	単価
1	基本作業〇〇	円
2	ランクA技術者	1 H 円
3	ランクB技術者	1 H 円
4	ランクC技術者	1 H 円